

「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の改定対照表

【ガイドライン】

該当箇所	現行（令和2年11月30日改定版）	改定（令和3年5月24日改定版）
（追記） 表紙	令和2年 5月18日策定 令和2年 5月28日改定 令和2年 7月 3日改定 令和2年 8月13日改定 令和2年11月30日改定	令和3年5月24日改定 第6版 （令和2年5月18日策定）
（修正） P.1 【本ガイドラインの位置付け】	本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、（中略） 本ガイドラインは、令和2年11月時点の最新の情報に基づき作成（以下略）	本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、（中略） 本ガイドラインは、令和3年5月時点の最新の情報に基づき作成（以下略）
（追記） P.3（換気の徹底）	・必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を（中略）	・必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を（中略） ・必要に応じ、かつ、可能な範囲でCO ₂ 測定装置を設置する等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下（※）を維持することとする。 ※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。
（追記） P.5-6 （定期的でこまめな消毒）	・不特定多数の者が触れる箇所を定期的にこまめに消毒する。 （中略）	・不特定多数の者が触れる箇所を定期的にこまめに消毒する。 （中略） また、有機物が存在する環境下での使用が想定されている「亜塩素酸水」による消毒を行う場合は、①清拭する場合、遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと。）し、その後、水気を拭き取って乾燥させること。②浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水に浸漬（数分以上浸漬こと。）し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させること。③排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水をまき（数分以上置

	界面活性剤の具体的な名称や（以下略）	くこと。)、ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させること。 界面活性剤の具体的な名称や（以下略）
(追記) P. 8 (2) 健康管理・労務管理 ※	※COVID-19 Contact Confirming Application : App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。	※COVID-19 Contact Confirming Application : App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。 (本アプリの使用には、Bluetooth を有効にしておく必要がある。)
(追記) P. 12 ③現場（船内作業）	・乗船までの待機中、作業中、休憩中は、密集せず、対人距離を確保する。	・乗船までの待機中、作業中、休憩中は、密集せず、対人距離を確保する。 なお、作業中の対人距離の確保が難しい場合には、安全上必要な場合を除き、大声での会話を控えるようにする。
(追記) P. 12 ③現場（ゲート窓口等）	・コンテナターミナルゲートの窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。 ・窓口係員は、マスクを着用する。 (以下略)	・コンテナターミナルゲートの窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。 ・窓口係員は、マスクを着用し、 大声での会話は控えるようにする。 (以下略)
(追記) P. 13-14 (6) 来客への対応	(中略) ・来客がマスクを持参していない場合に提供するため、来客用のマスクを備えておく。	(中略) ・来客がマスクを持参していない場合に提供するため、来客用のマスクを備えておく。 ・ 念のため、来客の連絡先を把握する。
(差替) 別添 1	(令和 2 年 11 月 27 日 厚労省通知)	(令和 3 年 4 月 26 日 厚労省通知)

【チェックリスト】

(追記) 1. 健康管理・労務管理		<input type="checkbox"/> 厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の活用
-------------------	--	---

(以上)